

## 宮城県暴走族根絶の促進に関する条例

平成10年12月22日

宮城県条例第48号

### (目的)

第1条 この条例は、県民、事業者、自動車等の運転者等、市町村、県等が一体となって、暴走族根絶の促進を図り、もって県民生活の安全と平穏の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 暴走行為 法第68条又は法第71条の2の規定に違反する行為をいう。
- (3) 暴走族 その団体の構成員が集団的に暴走行為をすることを目的として結成された団体をいう。
- (4) 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。
- (5) 少年 20歳に満たない者をいう。
- (6) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (7) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

### (県民の責務)

第3条 県民は、県及び市町村が実施する暴走族根絶の促進に関する施策に協力するものとする。

### (事業者の責務)

第4条 自動車等の部品の販売を業とする者は、変形ハンドルその他の暴走行為をすることを助長するおそれのある自動車等の部品を販売しないように努めるものとする。

2 自動車等の燃料の販売を業とする者は、法第62条の規定に違反する自動車等の運転者に対し、自動車等の燃料を販売しないように努めるものとする。

3 衣服等の刺しゅうを業とする者は、暴走行為又は暴走族に関する表示を衣服等に刺しゅうしないように努めるものとする。

### (自動車等の運転者等の責務)

第5条 タクシー、トラックその他の自動車等の運転者は、暴走行為を発見した時は、遅滞なく、その旨を警察官に通報するように努めるものとする。

2 駐車場、空き地その他の暴走族が暴走行為をする際に常習的に集合する場所の管理者

は、暴走族の集合を禁ずる旨を掲示するなど暴走族を集合させないための措置を講ずる  
ように努めるものとする。

(市町村の責務)

第6条 市町村は、地域の実情に応じた暴走族根絶の促進に関する施策を策定し、これを実  
施するとともに、県が実施する暴走族根絶の促進に関する施策に協力するものとする。

(県の責務)

第7条 県は、総合的かつ広域的な暴走族根絶の促進に関する施策を策定し、これを実施す  
るとともに、その実施について県民、事業者、自動車等の運転者等、市町村及び国に対し  
て必要な協力要請を行うものとする。

(基本方針)

第8条 県は、前条の施策を推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定  
するものとする。

2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 暴走族根絶の促進に関する県民、事業者及び自動車等の運転者等の啓発及び意識の  
高揚に関する事項
- (2) 暴走族根絶促進モデル市町村の指定及び暴走族根絶促進モデル事業の実施に関する  
事項
- (3) 中学校、高等学校等における暴走族加入阻止教室の実施に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、暴走族根絶の促進に関し必要な事項

3 県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(暴走族根絶促進モデル市町村の指定等)

第9条 県は、特に暴走族根絶の促進を図る必要があると認める市町村を暴走族根絶促進  
モデル市町村として指定するものとする。

2 県は、前項の指定をしようとする場合は、当該市町村の長の意見を聞くものとする。

3 県は、暴走族根絶促進モデル市町村の区域において、暴走族根絶促進モデル事業を実施  
するものとする。

(市町村への援助)

第10条 県は、市町村が実施する暴走族根絶の促進に関する施策に関し、必要に応じ、情  
報の提供、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(暴走族加入等の勧誘等の禁止)

第11条 何人も、少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴走族に加入することを勧誘し、又は暴走族に加入させる目的で面会を強請し、若し  
くは強談威迫の行為をすること。
- (2) 暴走族から脱退することを妨害すること。
- (3) 法第68条の規定に違反する行為をするように勧誘し、又は同条の規定に違反する  
行為をさせる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をすること。

(暴走族に加入している者からの金品収受等の禁止)

第12条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴走族の存続を助長し、又は暴走行為をすることを容認する対償として、暴走族に加入している者に対し、会費、面倒見代、祝い金、見舞金等名目のいかんを問わず金品その他の財産上の利益（以下「金品等」という。）の供与を要求し、若しくは約束させ、又は暴走族に加入している者から金品等を收受すること。
- (2) 暴走族に加入している者に対し、その対価の全部又は一部が暴力団又は暴力団員の収益となることを知りながら、ステッカー、興行の入場券その他の物品を販売し、又は販売させること。

(暴走行為のあおり行為の禁止)

第13条 不特定又は多数の者が道路、公園、広場、駅、ふ頭その他の公共の場所に集合した場合において、当該集合した者は、現に暴走行為を行っている者に対し、声援、拍手、手振り、身振り、若しくは旗、のぼり、鉄パイプその他これらに類する物を振ることにより、又は爆竹、花火、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類する物を使用することにより当該暴走行為をあおってはならない。

(重点区域の指定)

第14条 公安委員会は、前条に規定する暴走行為をあおる行為が頻繁に行われていると認める区域を、暴走行為助長禁止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定により重点区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、重点区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(罰則)

第15条 第11条又は第12条の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 重点区域において、第13条の規定に違反して、法第68条の規定に違反する行為をあおった者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第3号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第70号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。